

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代雄己	
件名	東大和市特別定額給付金給付事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例 規則 部課 機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業の実施に関して、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>(1) 給付対象者</p> <p>① 基準日（令和2年4月27日）において、市の住民基本台帳に記録されている者（無戸籍者を含む。）</p> <p>② 国の実施要領に定めるところにより、居住市区町村における申請・受給権者と市長が認めたDV等避難者（その同伴者を含む）、施設入所等児童、措置入所等障害者・高齢者</p> <p>(2) 受給権者</p> <p>① その者の属する世帯の世帯主</p> <p>② 国の実施要領に定めるところにより、居住市区町村における申請・受給権者と市長が認めたDV等避難者（その同伴者を含む）、施設入所等児童、措置入所等障害者・高齢者</p> <p>③ 無戸籍者</p> <p>(3) 給付額、給付対象者1人につき10万円とする。</p> <p>(4) 申請方式等 郵送申請方式 令和2年5月27日（水）から8月26日（水）まで オンライン申請方式 令和2年5月7日（木）から8月26日（水）まで</p> <p>(5) 代理申請等 受給権者は、世帯構成員、法定代理人、親族その他平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等を代理人とし、申請等を行わせることができる。（オンライン申請を除く。）</p> <p>(6) 給付方法：受給権者又は代理人の名義の金融機関の口座への振込み</p> <p>(7) 施行日：令和2年4月30日</p> <p>(8) 影響及び効果 この要綱に基づき事業を進めることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年4月20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定 4月23日 企画財政部副参事・主査（特別定額給付金担当）等設置 4月30日 国補正予算可決、市補正予算専決処分 4月30日 東大和市特別定額給付金給付事業実施要綱制定（市長決裁）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、総務省等からの特別定額給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>特別定額給付金給付事業について、本要綱に基づき、実施する。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。